

所得税法

台湾会社の海外子会社が移転登記を行う場合の所得税の取り扱いについて

財政部は2019年3月29日付台財税字第10704699570号通達を発行し、台湾会社の海外子会社が移転登記を行う際には下記の要件を満たす場合、子会社の移転登記時に台湾親会社はその投資利益(または損失)を課税所得へ合算する必要はないことを明確にしました。

- 1.台湾親会社が投資する海外子会社の組織構成および持株比率に変更がないこと(間接投資を含む)。
- 2.転出および転入する国または地域の法令規定が当該子会社を継続的に存続する同一会社であることを承認していること。
- 3.子会社の移転登記前の国または地域で解散・清算を行う必要がないこと。
- 4.移転登記を行う前後で当該子会社の帳簿上の剰余金額に変動がないこと。

PwC台湾の見解：

この規定は課税免除の規定であり、上記要件を満たさない場合は、台湾において課税されます。すなわち、これらの要件を満たさない場合は、移転登記前後の投資の連続性が認められず、税務上は投資をいったん回収したのと同様に投資利益(損失)を課税所得へ合算する必要があります。

台湾内株主が上記の解釈通達を適用し、投資利益(または損失)の課税を免除するためには、①転出および転入する国の法令規定(例えば、シンガポール、スイス等は転入を認めている)、②海外子会社の実体的な内容(投資構成、持株および利益等)に留意し、③必要書類(転出・転入書類、帳簿・証憑および經濟部投資審議委員会の認可証等)を準備しなくてはなりません。実務上、各国または各地域の法令規定は異なるため、海外子会社が「移転登記」という方法が可能かどうかは個別認定が必要であり、転出および転入する国または地域の両方で法律意見書を取得できれば、移転登記前後の会社が同一の法的主体であることを証明できる有利な書類となると考えられます。

また、海外の投資構成の調整を検討している場合、上記の移転登記に係る要件を満たしている場合、台湾親会社はその投資利益(または損失)を事業所得に合算する必要はありませんが、海外子会社がさらにその他の国または地域に投資を行っている場合、その海外子会社の移転登記が投資先の税務当局から直接的または間接的な株式譲渡とみなされ、キャピタルゲイン税が課せられるかどうかにも注意が必要です。

営利事業者・機関団体は2019年4月26日から5月31日の間2018年度の所得情報を検索可能

「決算申告期間中に台湾内営利事業・機関団体および執行業務事務所の検索に税務機関が提供する2018年度所得情報の試験実施要点」によれば、以下の通り所得情報を検索することができます。

1. 検索できる所得情報：所得証憑書類を発行・申告しなければならない各種所得(政府補助金を含むが、税関からの還付税額および保険による賠償金は含まれない)。
2. 検索ウェブサイト：財政部税務ポータルサイト (<https://www.etax.nat.gov.tw>)。
3. 会計年度が12月決算ではない営利事業者・機関団体についても、上記期間中にデータをダウンロードできる。

会社法・証券管理に関する法律

取締役会に権限を委ね特別決議により行われる現金配当について

経済部は2019年3月12日に経商字第10800540160号通達により、次のように説明をしています。会社法第202条によれば、「会社業務の執行は、本法または定款の規定により株主総会が決議すべき事項以外は取締役会が決議して行わなければならない」と定めており、公開発行会社が会社法第240条第5項により取締役会に権限を委ねて特別決議で現金配当を行うことを定款に定めている場合には、取締役会に現金配当を決議する権限があります。取締役会で現金配当が決議されない場合、当該年度は現金配当を行うことはできず、株主総会において決議できるのは株式配当のみとなります。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@tw.pwc.com

www.pwc.tw/ja

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2019 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.